

第 1 号様式（第 4 条関係）

一 時 差 止 処 分 書

年 月 日

様

一時差止処分者

武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例 の規定に基づき、 手当の支給を一時差し止めます。

- 1 この処分に不服があるときは、処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に、武蔵野市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に (1) に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。
- 2 この処分については、処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、武蔵野市を被告として（訴訟において武蔵野市を代表する者は (2) となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 本文中(1)にはこの処分を行った一時差止処分者名を、(2)には訴訟において武蔵野市を代表する者を記載すること。